

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本の人口は 20 世紀後半に大きく増加し、現役世代が人口構成上の大きな割合を占めたことから、経済成長とともに福祉制度を充実させることができました。高齢や障害など、対象者ごとに法的な支援体制が整備されたことで、福祉においては「支える」側と「支えられる」側という、固定的な関係が意識されるようになりました。

しかし、今後の日本では、「人生 100 年時代」とも言われる平均寿命の延伸により、生涯のうち高齢期が長くなる一方で、少子化により生産年齢人口が減少するほか、「8050 問題」に見られるような複雑化した課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人など解決が困難な課題が浮き彫りになっています。今後は、介護、障害、子育て、生活困窮など各分野における制度を充実させるだけでなく、制度や分野を越えて本人や世帯が抱える課題を支援することや、地域社会の中で、異なる文化や価値観を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、地域のつながりの中で困りごとを支え合う土壌づくりを進めることなどを包括的に支援し、「支える」側と「支えられる」側という関係ではなく、「支えられながら」も「他の誰かを支える」ことのできる関係づくりを進めることが必要です。

「地域共生社会」とは、高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、外国人も日本人も、その地域に暮らす誰もが居場所と役割を持ち、困ったときには頼り合うことができる社会です。

社会福祉法には、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とあります。「地域福祉」とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

この計画は、近年の社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」を実現するために、市や関係機関、地域住民が行う取組みを示すことを目的に策定します。

2 求められる新たな地域福祉

(1) 社会福祉法改正の要旨

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により社会福祉法が改正され、平成 30（2018）年 4 月 1 日から施行されています。平成 29 年改正のポイントは以下の 3 点です。

- ① 高齢者福祉に限らない地域生活課題の解決を図るという理念の明確化
- ② 市町村が包括的な支援体制の整備を行う責務を明記
- ③ 地域福祉計画の策定が努力義務化され、他の計画の上位計画に位置付けられる

特に第 4 条において、地域住民等は、地域生活課題を把握し、関係機関と連携しながら、その解決を図ることが求められています。

社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

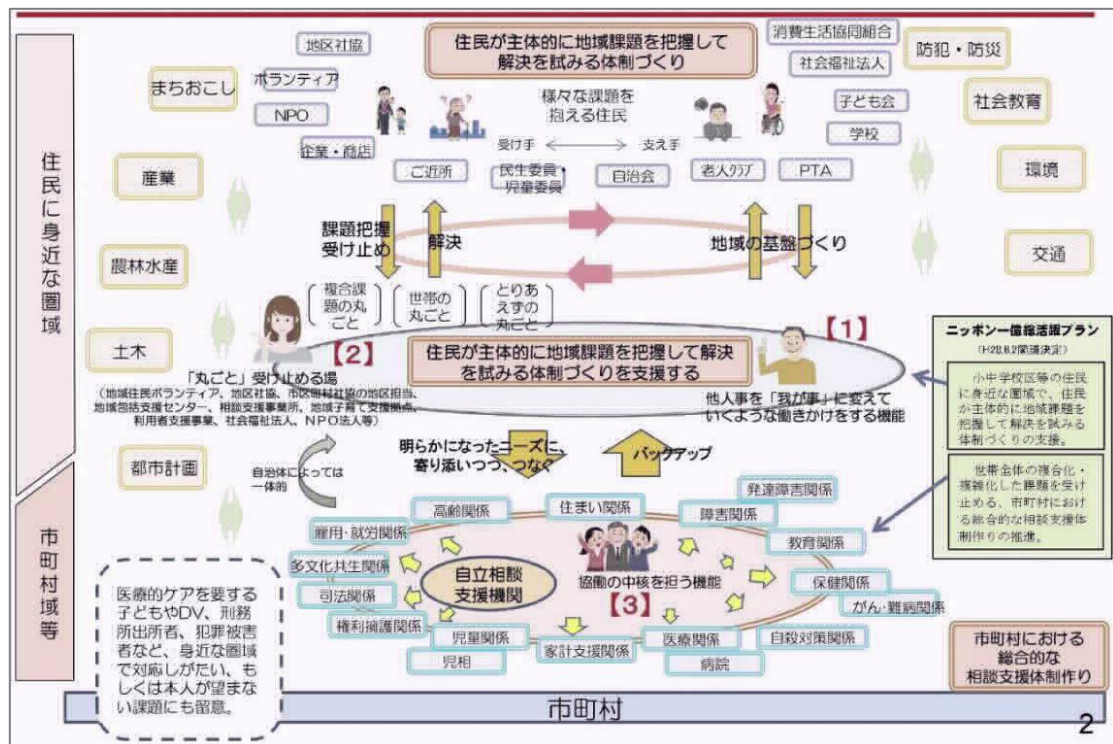
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 市町村における包括的な支援体制の整備

前述の②において、市町村は「包括的な支援体制の整備」に向けて、地区・町会等の「住民に身近な圏域」で地域力を強化するための環境整備を行うこと、高齢者福祉に限らず地域の個人と世帯が抱える生活課題を総合的に受け止める相談体制の整備、そして市町村における専門的相談機関同士の連携の推進に取り組むことの必要性が明記されました。

図表 1 市町村による包括的な支援体制の構築のイメージ



出典：厚生労働省第 20 会社会保障審議会福祉部会資料

(3) 重層的支援体制整備事業の創設

更に令和 2（2020）年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくり」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。令和 3（2021）年度からは、各市町村においてこの事業を活用し、包括的支援体制の構築を進めています。

3 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定された「市町村地域福祉計画」として以下の項目を盛り込み、策定します。

社会福祉法第 107 条第 1 項

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」第 8 条に規定された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」第 14 条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み、一体的に策定します。

(2) 計画の期間

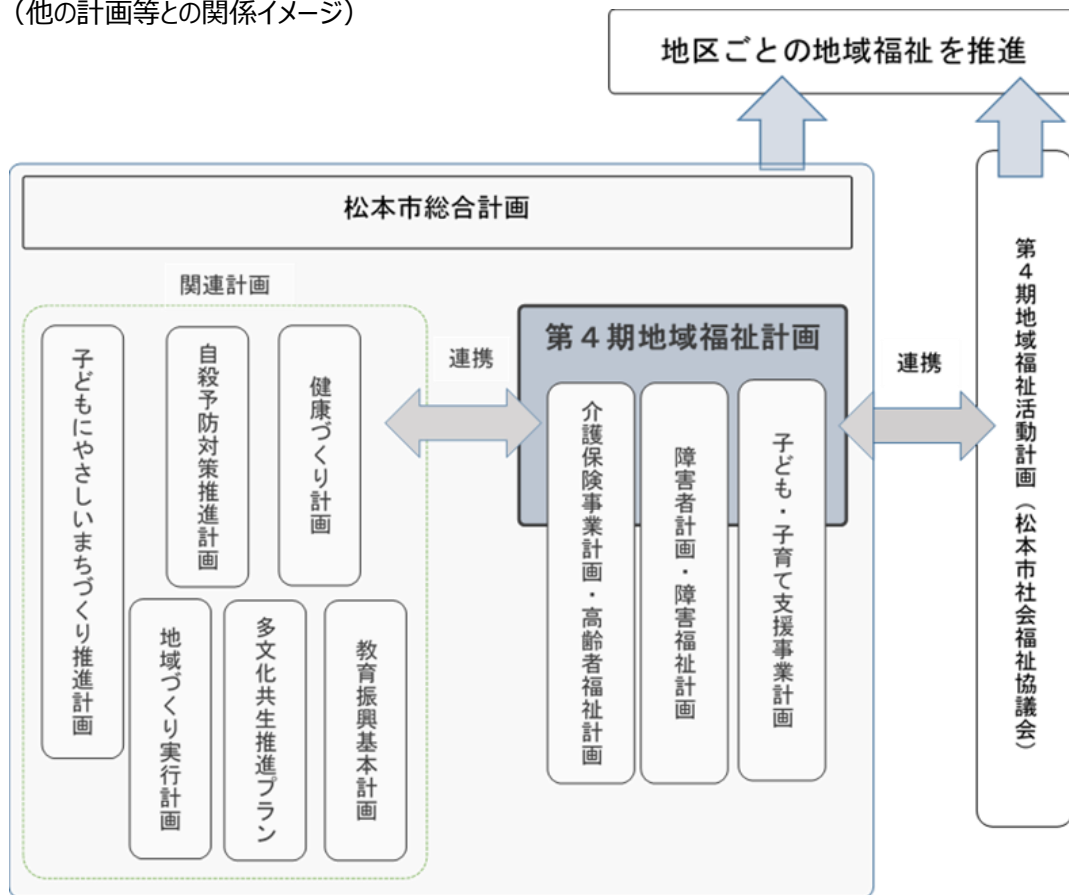
本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の 5 年間とします。ただし、本市を取り巻く地域福祉の課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを検討します。

(3) 上位計画及び関連計画との連携

本計画は、松本市総合計画を上位計画としたもので、地域福祉を推進する総合的な計画として、健康福祉等の各部門で策定されている計画の上位計画として位置付け、関連する計画と連携を図ります。

そのため、本計画は、松本市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは別計画としますが、互いに連携しながら地区の取組みを支援し、本市における地域福祉の推進を図ります。

(他の計画等との関係イメージ)



(4) 計画の進捗管理

この計画の策定及び進捗管理については、学識経験者や地域実践者等による「松本市社会福祉審議会」において意見を聴きながら行います。個々の事業については、PDCA サイクルによる自己点検等を行いながら実施します。